

審査請求について

1 審査請求とは

保険料や、医療給付についての処分（決定）等に不服がある場合や、市町村や広域連合等の窓口にご相談しても解決できない場合に、審査請求を山梨県後期高齢者医療審査会に提起することができる。

2 山梨県後期高齢者医療審査会とは

審査会は、都道府県ごとに設置されており、審査請求された案件について、処分を行った市町村や広域連合に対して事実を確認した上で、法律や条令等に基づいて正しく処分されているかを、審理し裁決する機関である。

したがって、審査会としては、後期高齢者医療制度の改廃等について国や市町村に提言する権限はない。

3 審査請求ができるもの

審査請求をすることができる主な処分は以下のとおり

○ 高齢者の医療の確保に関する法律 第128条第1項

後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

○ 審査請求ができる処分は、上記第128条第1項に定められており、具体的には次の例が該当する。

① 保険給付に関する処分

（例：療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費など）

② 被保険者証の交付請求または返還に関する処分

③ 保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）

（例：保険料の賦課、特別徴収、減免、督促、滞納処分、不正利得の徴収など）

4 審査請求の方法について

○ 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、審査会あてに原則として書面で行う。

- 原則として、処分を受けた被保険者本人に限られるが、本人ができないときは、代理人に委任して審査請求することもできる。
この場合は、代理人であることを証する委任状が必要

- 審査請求書の書き方

- ① 審査請求書

- 審査請求の様式は特に定められていないが、行政不服審査法等において記載する項目は定められている。

- ② 審査請求の留意点

- 「審査請求書の理由」は、審査会で、審理、判断を行う上で最も重要な事項となる。

- 取消を求める処分について、処分庁が行った手続や判断のどの点に誤りがあるのか、また、なぜそのように考えるのかなどを、記入する。

- 具体的に記入するために、処分庁に対して処分の手続や判断について説明を求めたり、処分に関する資料の開示請求等を行う事ができる。

5 審査請求の審理

審査請求は、別紙「後期高齢者医療審査請求の流れ」に沿って審理、裁決される。

- ① 提出された審査請求書について、事務局で定められた要件が整っているかの、要件審査する。

要件審査の内容は、

- i 審査請求人の住所、氏名、年齢
- ii 審査請求に係る処分
- iii 請求の対象は、審査請求をすることができる処分であるかなど

この要件審査の結果、もし、請求に不備等があれば請求人に補正させる。

- ② そして、審査請求を正式に受理する。
- ③ 審査請求を受理したことを処分庁に通知するとともに、審査請求に対する弁明書の提出を求める。
- ④ そして、処分庁から審査請求に対する弁明書が提出された時に、弁明書の副本を審査請求人に送付する。
- ⑤ この弁明書に対する審査請求人からの反論書の提出を求め、提出された反論書を、処分庁に送付する。
- ⑥ 審査請求手続きにおいて、弁明と反論は、原則として文書により行うことになっているので、双方の主張は文書で行う。

また、審査請求人と処分庁は、新たな主張がなくなるまで弁明と反論を繰り返す。

なお、審査会は、審査請求人が口頭陳述の希望があれば、意見を述べさせる。

6 審査請求の裁決

審査会は、審査請求の審理、判断の結果として裁決を行う。
裁決は、次の「容認」「棄却」「却下」のいずれかとなる。

区分	判 断	内 容
容認	請求人の主張が認められるとき	原処分〔処分庁（市町村、広域連合）が行った処分〕は取消される。
棄却	請求人の主張が認められないとき	原処分〔処分庁（市町村、広域連合）が行った処分〕は適法・妥当なものとされ、取消されない。
却下	審査請求自体が法定の期間（3ヶ月）経過後であったり、審査請求に必要な事項の記載がない等で、不適法であるとき。	処分〔処分庁（市町村、広域連合）が行った処分〕はそのままとなり、取消されない。

- 「容認」裁決の場合は、原処分は取消され、処分庁（市町村、広域連合）は裁決の主旨に従って、改めて処分をやり直すことになる。
- 「棄却」裁決の場合で、納得できない場合は裁判所へ訴訟を提起することができる。

7 審査請求の費用 費用はかからない。

8 事務局

郵便番号 400-8501
山梨県福祉保健部国保援護課内
山梨県後期高齢者医療審査会事務局
TEL 055-223-1465 FAX 055-223-1468